

平成29年9月8日

税 務 課

担当者：課税・調査グループ 中川

(内線3508、直通225-1272)

法定外普通税「核燃料税」の更新に係る総務大臣同意について

本県の法定外普通税である「核燃料税」の更新については、平成29年9月8日付けで総務大臣の同意が得られた。

これに伴い、本年6月議会で可決された「石川県核燃料税条例」を、平成29年10月8日から施行する予定。

【石川県核燃料税条例の概要】

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 納税義務者 | 発電用原子炉の設置者 |
| 2 | 課税客体 | 価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入
出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業 |
| 3 | 課税標準 | 価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額
出力割：発電用原子炉の熱出力 |
| 4 | 税率 | 価額割：8.5%
出力割：34,900円/千kW/課税期間 |
| 5 | 徴収方法 | 申告納付 |
| 6 | 条例適用期間 | 5年間（平成29年10月8日～平成34年10月7日） |

【5年間の核燃料税収の見込み】

77億円

【過去の税収実績見込み】

- ・ 第5期（課税期間 平24.10.8～平29.10.7 税率17%相当） 38億円
- ・ 第4期（課税期間 平19.10.8～平24.10.7 税率12%） 13億円
- ・ 第3期（課税期間 平14.10.8～平19.10.7 税率10%） 47億円
- ・ 第2期（課税期間 平9.10.8～平14.10.7 税率7%） 15億円
- ・ 第1期（課税期間 平4.10.8～平9.10.7 税率7%） 16億円